

令和 7 年 3 月 1 4 日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（6 か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（6 か月）について

- 消費者庁は、ダイエット食品等を販売する通信販売業者である株式会社フォックス（本店所在地：京都府京都市）（以下「フォックス」といいます。）（注）に対し、令和 7 年 3 月 1 3 日、特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 1 4 日から同年 9 月 1 3 日までの 6 か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
（注）同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。
- あわせて、消費者庁は、フォックスに対し、特定商取引法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、フォックスの代表取締役である成松伸朗（なりまつのぶあき）に対し、特定商取引法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 1 4 日から同年 9 月 1 3 日までの 6 か月間、フォックスに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者等

- （1）名 称：株式会社フォックス（注）
（法人番号：1 0 1 1 0 0 1 1 3 5 2 8 7）
- （2）本店所在地：京都府京都市山科区厨子奥若林町 3 9 番地 3
- （3）代 表 者：代表取締役 成松 伸朗
- （4）設 立：令和 2 年 8 月 7 日
- （5）資 本 金：1 0 0 万円
- （6）取 引 類 型：通信販売
- （7）取 扱 商 品：ダイエット食品等

(注) 同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 誇大広告（特定商取引法第12条）
- (2) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における表示義務違反（特定商取引法第12条の6第1項）
- (3) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：フォックスに対する行政処分の概要

別紙2：成松 伸朗に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	0 1 1－7 0 9－1 7 8 5
東北経済産業局消費者相談室	0 2 2－2 6 1－3 0 1 1
関東経済産業局消費者相談室	0 4 8－6 0 1－1 2 3 9
中部経済産業局消費者相談室	0 5 2－9 5 1－2 8 3 6
近畿経済産業局消費者相談室	0 6－6 9 6 6－6 0 2 8
中国経済産業局消費者相談室	0 8 2－2 2 4－5 6 7 3
四国経済産業局消費者相談室	0 8 7－8 1 1－8 5 2 7
九州経済産業局消費者相談室	0 9 2－4 8 2－5 4 5 8
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	0 9 8－8 6 2－4 3 7 3

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 1 8 8（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社フォックスに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社フォックス（以下「フォックス」という。）は、フォックスのウェブサイト（そのURLが「<https://foxinc.co.jp/lineup/>」であるもの。以下「本件ウェブサイト」という。）において、パソコン、スマートフォン等の情報処理の用に供する機器を利用する方法により、消費者から「Re-CABO」（リカボ）と称するダイエット食品（以下「本件商品」という。）等の売買契約の申込みを受けて本件商品を販売していることから、このようなフォックスが行う本件商品の販売は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

フォックスは、令和7年3月14日から同年9月13日までの間、通信販売に関する業務のうち、以下のアからウのまでの事項を停止すること。

ア フォックスが行う通信販売に関する商品の販売条件について広告をすること。

イ フォックスが行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ フォックスが行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 指示

ア フォックスは、商品の販売条件について広告をしたとき、商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をし、また、特定商取引法第12条の6第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により顧客の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従って顧客が行う通信販売に係る売買契約の申込み（以下「特定申込み」という。）を受けた際、当該特定申込みに係る手続が表示される映像面において、売買契約に基づいて販売する商品の初回引渡時期を表示しておらず、かつ、売買契約の解除に関する事項につき誤認表示をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、その発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策（法令及

び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。)を講じ、これらをフォックスの役員及び従業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ フォックスは、通信販売により、フォックスの商品に係る売買契約を締結しているところ、令和6年8月15日から令和7年3月13日までの間にフォックスとの間で通信販売により当該売買契約を締結した全ての相手方に対し、以下の(ア)から(ウ)までの事項を、消費者庁のウェブサイト(<https://www.caa.go.jp/>)に掲載される、フォックスに対して前記(1)の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和7年4月14日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法(通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。)により報告すること。

なお、令和7年3月27日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

(ア) 前記(1)の業務停止命令の内容

(イ) 本指示の内容

(ウ) 後記4(2)及び(3)の内容

ウ 後記4(1)の内容を消費者に周知すること。

エ フォックスは、今後、フォックスが行う通信販売について、特定商取引法の各規定を遵守すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

4 処分の原因となる事実

フォックスは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、消費者庁は、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 誇大広告(特定商取引法第12条)

フォックスは、少なくとも令和6年8月15日から同年10月29日までの間に、別添資料1のとおり、本件商品の販売条件について広告をしたとき、本件商品の効能について、(i)「肥満患者専用 脂肪吸引級の体重激減ができる “コレ” さえ飲めば 1週間で-10kgは確実なんです!」との表示及び(ii)「糖代謝向上で -10kgを誰でも簡単に 達成することができたってわけなんです」との表示とともに、本件商品の効

能を示す画像の表示、(iii)「コレは摂取した糖質全てをエネルギーとして消費できるリカボならでは！ どれだけ食べても、 太らない体が勝手に手に入るんです！」との表示及び(iv)「どんだけ食べても太らない半永久的に 『奇跡の体質』『最強の体型』 を手に入れられるんです」との表示をすることにより、あたかも本件商品を摂取しさえすれば、誰でも、容易に、体重を10キログラム減少させることができる痩身効果を得られるかのような表示及び食事の摂取量にかかわらず、体重が増加することのない効果を得られるかのような表示をしていた。

この点について、当庁からフォックスに対し、特定商取引法第12条の2の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、期間内に資料は提出されなかった。

したがって、フォックスが行った当該表示は、特定商取引法第12条の2の規定により、商品の効能につき、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなされる。

(2) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における表示義務違反（特定商取引法第12条の6第1項）

フォックスは、少なくとも令和6年8月15日から同年10月29日までの間に、別添資料2のとおり、購入者に対して本件商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約（以下「本件定期購入契約」という。）について、本件商品のランディングページ（検索結果や広告等を経由して消費者が最初にアクセスするページのこと。）から遷移するチャットボットページ上で本件定期購入契約の特定申込みを受ける場合、同チャットボットページ上の本件定期購入契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面（以下「本件最終確認欄」という。）において、本件定期購入契約における、本件商品の初回引渡時期について表示していなかった。

(3) 特定申込みに係る手続が表示される映像面における誤認表示（特定商取引法第12条の6第2項）

フォックスは、少なくとも令和6年8月15日から同年10月29日までの間に、別添資料2のとおり、本件定期購入契約において、1回目の商品を受け取り後、2回目を受け取らずに解約する際の違約金について、実際には、「特定商取引法に基づく表記」と題するウェブページに表示されている、送料込通常価格10,480円と初回価格500円の差額である、9,980円が請求されるにもかかわらず、本件最終確認欄において、「通常価格9,980円から初回価格500円を引いた9,480円のキャンセル料を頂戴いたします。（すべて税込）」と表示するなど、商品の売買契約の解除に関する事項につき、人を誤認させるような表示をしていた。

成松 伸朗に対する行政処分概要

1 名宛人

成松 伸朗（以下「成松」という。）

2 処分の内容

成松が、令和 7 年 3 月 1 4 日から同年 9 月 1 3 日までの間、以下の（１）から（３）までの事項を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

（１）特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 2 項に規定する通信販売（以下「通信販売」という。）に関する商品の販売条件について広告をすること。

（２）通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

（３）通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第 1 5 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

（１）別紙 1 のとおり、株式会社フォックス（以下「フォックス」という。）に対し、特定商取引法第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、フォックスが行う通信販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

（２）成松は、フォックスの代表取締役であり、かつ、フォックスが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本件商品の効能に関する表示

(i)

肥満患者専用
脂肪吸引級の体重激減ができる

“コレ”さえ飲めば
1週間で-10kgは確実なんです！

(ii)

糖代謝向上で
-10kgを誰でも簡単に
達成することができたってわけなんです



(iii)

コレは摂取した糖質全てをエネルギーとして
消費できるリカボならでは！

どれだけ食べても、
太らない体が勝手に手に入るん
です！

(iv)

どれだけ食べても太らない半永久的に
「奇跡の体質」「最強の体型」
を手に入れられるんです

本件定期購入契約の特定申込みに係る手続が表示される映像面


この内容でご注文を完了します。

◆お客様情報

お名前 :
 ご住所 :
 電話番号 :
 アドレス :
 支払方法 : スコア後払い（コンビニ後払い）

◆ご注文内容

商品名 : Re-CABO
 個 数 : 1袋

商 品 : 500円
 送 料 : 無料
 後払い手数料 : 無料

合 計 : 500円

・本コース(Re-CABO定期コースS5)は2回目を初回発送の14日後に、3回目以降は30日間隔で2袋をお届けする定期コースです。
 ・2回目以降は通常価格の50%OFFの1袋あたり4,990円、2袋9,980円+送料500円の10,480円にてお届けいたします。(すべて税込)
 ・後払いご利用の場合、初回の手数料は無料ですが、2回目以降は別途手数料330円(税込)を頂戴しております。
 ・お申込みいただく場合には定期購入契約となり、お客様からの解約のお申し出がない限りは自動でお届けするコースです。
 ・次回発送予定日の15日前（初回購入のみで解約の場合は5日前）までにご連絡をいただければいつでもスキップ・サイクル変更・解約が可能です。
 ・定期コースのスキップ・サイクル変更・解約をご希望のお客様は、オートメーションサポートセンター「0570-666-817」までお電話いただき、案内に従い申請をお願いします。
 ・転売目的による悪質な購入防止のため、初回分のみお受け取りでの解約の場合は、通常価格9,980円から初回価格500円を引いた9,480円のキャンセル料を頂戴いたします。(すべて税込)
 ・10日間返金保証については【特定商取引法に基づく表記】をご確認ください。
 ・申込み内容を修正する場合は上部の入力箇所に戻り修正し、更新ボタンを押してください。

個人情報の取り扱いについてご確認ください

株式会社フォックスは、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」及び本プライバシーポリシーを遵守し、お客さまのプライバシー保護に努めます。

◆個人情報の管理、保管について
 弊社は、お客様から取得させていただいた個人情報を厳重に管理・保管し、上記に定める場合以外で、

☒ 個人情報の取扱について同意します。

ご注文完了へ